

保護者 様

印西市教育委員会学務課長
印西市教育委員会指導課長

オミクロン株が主流である間の市内小中学校における教育活動等について（依頼）
新型コロナウイルス感染症で、現在、主流となっているオミクロン株の特徴を踏まえた対応が厚生労働省や千葉県教育委員会から示されました。これらに基づき、市内小中学校における4月7日からの教育活動等について、下記のとおりといたします。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

3月にまん延防止等重点措置が解除されましたが、現在、新型コロナウイルスの新規感染者数は全国的に再び増加傾向にあり、印西市においても、児童生徒や教職員、その家族に多くの感染者が確認されております。各学校においては、新年度も毎日の健康観察と感染予防対策の徹底を図り、可能な限りの感染リスクの低減に努めながら教育活動を継続してまいります。ご家庭におかれましても、感染防止対策の徹底を心がけていただき、児童生徒の健康観察等についてご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 学校における感染予防対策の継続について

学校における感染拡大が起きないように、今後も毎日の健康観察と感染予防対策の徹底を継続し、可能な限りの感染リスクの低減に努めながら、教育活動の充実を図ってまいります。

2 児童生徒及び教職員が感染した場合の対応について

オミクロン株が主流である間、小学校で感染者が発生した場合については、引き続き保健所等による積極的疫学調査の実施を継続する（濃厚接触者の特定作業を行い、保健所の追認を受ける場合を含む）こととします。

また、中学校で感染者が発生した場合については、保健所等による積極的疫学調査は実施しないこととします。ただし、生徒においても感染者が多い傾向にあることや、学校が集団生活の場であり、一定程度マスクを外して活動すること（給食や保健体育、部活動等）があること等に鑑み、「感染リスクが高い者」（従来の濃厚接触者に相当する者）の特定を継続して行うこととします。

3 学習について

令和3年度末まで制限していた活動の一部を、次のとおり変更します。制限を解除したり軽減したりしたのものについては、各学校の規模や施設等の状況を踏まえ、可能なことから移行していきます。

(1) 体育科・保健体育科

密集や密接が起りやすい活動や身体接触が伴う運動は、活動時間を短くしたり、一度に活動する人数を減らしたりするなど、指導内容や指導形態を工夫して実施する。屋内で運動する場合は十分な換気を行う。

(2) 家庭科

調理実習は、感染予防対策や感染リスクの低減ができる場合、実施を認める。

4 児童生徒の出席停止等の取扱いについて

(1) お子様や同居する家族が、次の事項のいずれかに当てはまる場合は、お子様の登校を控えてください。また、その旨を必ず学校へご連絡ください。この場合は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とします。

①児童生徒本人について

- ・感染の疑いがあるためPCR検査や抗原検査を受ける
- ・濃厚接触者（感染リスクが高い者）とされた
- ・感染疑いの症状（強いだるさ、味覚や嗅覚の異常 等）が出ている
- ・発熱等の風邪症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛 等）がある ※ワクチン接種による副反応も含む 等

※花粉症等のアレルギー疾患等による症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛 等）がある場合の登校については、学校に相談してください。

②同居する家族について

- ・感染の疑いがあるためPCR検査や抗原検査を受ける
- ・感染疑いの症状（強いだるさ、味覚や嗅覚の異常 等）が出ている
- ・発熱等の風邪症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛 等）がある 等

※同居する家族が、家庭外での接触により濃厚接触者となったり行政検査の対象者となったりした場合であっても、児童生徒本人や同居家族の体調が良好であれば登校して構いません。念のため登校を控える場合は、欠席扱いとしません。

(2) 新型コロナウイルス感染症の疑いがなくとも、次の理由により学校を休む場合、その旨を学校へご連絡ください。その場合は、欠席扱いとしません。

- ・感染不安
- ・本人のワクチン接種
- ・同居する家族のワクチン接種による副反応

※発熱などにより新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は、医療機関等への相談をお願いします。

※登校の判断に際しては、くれぐれも慎重にご対応くださるようお願いいたします。

5 児童生徒等が感染した場合の対応について

- (1) 児童生徒や教職員の感染が判明し、学校での感染拡大のおそれがある（濃厚接触者や感染リスクの高い者の特定が必要となる）場合には、学校での行動履歴を調査*します。調査結果から、保健所が示す基準に基づき教育委員会と学校で協議し、濃厚接触者や感染リスクの高い者の有無を判断します。

*** 学校での行動履歴の調査が必要な期間は、発症日（無症状の場合は検査日）の2日前までで感染者が登校した日とされています。**

- (2) 児童生徒の感染が判明した際は、速やかに学校への連絡*をお願いします。併せて、学童クラブや習い事等、下校後や休日の活動で感染の影響が心配される方や施設へも、ご家庭から連絡をお願いします。

*** 休日等で学校への電話が繋がらない場合は、学校からお知らせされているメールアドレスへのメール送信での連絡をお願いします。**

- (3) 感染者は、発症日を0日目とし、10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過後（症状がない場合は、検査日を0日目とし、7日間経過後）まで自宅等で療養することとなります。療養終了をもって児童生徒の登校が可能となります。

- (4) 同居家族に感染が判明する等で、児童生徒が濃厚接触者となった場合、感染者との最終接触日*¹から原則7日間*²は自宅待機等を行うこととなるため、登校はできません。待機期間中に発熱等の症状が出現した場合は、発熱外来に相談するとともに、学校へもご連絡ください。

*** 1 感染者が同居家族の場合は、感染者の発症日、または住居内で感染対策（マスクの着用、消毒の実施等）を講じた日のいずれか遅い方となります。**

*** 2 抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）により4、5日目に検査し、陰性であった場合は5日目から解除可能**

- (5) 児童生徒等の感染状況により、感染拡大防止のための臨時休業（全校、学年、学級）を行う場合があります。臨時休業の実施に当たっては、感染者数や体調不良者数、活動の状況、教室環境等を踏まえて、その都度、臨時休業が必要な範囲や期間を判断し決定します。連絡メール等での急なお知らせとなる場合がありますが、ご理解をお願いします。